viii）石油精製業者は、平成29年４月１日以降において、製油所又は常圧蒸留装置若しくは特定残油処理装置の廃止を行った場合には、平成26年４月１日に当該廃止を行ったものとみなし、表の左欄に掲げる処理率の算定を改めて行うものとし、これに応じて、右欄に掲げる割合分、平成26年度から平成28年度の平均の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量に比して、平成33年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量を増加させるものとする。

②　その他

ⅰ）本告示は、各石油精製業者又はそのグループ会社が、日本国内に所有する製油所及び設備に限り適用されるものとする。

ⅱ）石油精製業者が、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を行うに当たっては、例えば、石油コンビナート連携等による原油等の有効な利用やエネルギーの使用の合理化等のその他のエネルギー関連政策と齟齬を来すことのないよう合理的に実施するものとする。

ⅲ）事業の承継等が行われた場合の取扱いについては、別紙２のとおりとする。

ⅳ）石油精製業者は、本告示における目標の達成に当たって、平成29年３月31日時点における残油処理装置（平成26年度以降の３年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準（平成26年経済産業省告示第164号）に規定するものをいう。以下このⅳ）において同じ。）の装備率（常圧蒸留装置の処理能力に対する残油処理装置の処理能力の割合）を下回らないものとする。

ⅴ）石油精製業者は、１．⑴に掲げるとおり、平成33年度において本告示における目標を達成することを原則とするが、平成33年度に製油所の定期修理が生じる場合には、平成32年度において達成することを可能とする。なお、この場合には、平成32年度に行う法第11条第１項の規定に基づく化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出の際に、併せて経済産業大臣に、その旨を報告するものとする。

ⅵ）石油精製業者は、１．⑴に掲げるとおり、平成33年度において本告示における目標を達成することを原則とするが、平成33年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定している場合には、平成34年度において達成することを可能とする。なお、この場合には、平成32年度に行う法第11条第１項の規定に基づく化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出の際に、併せて経済産業大臣に、その旨を報告するものとする。

ⅶ）石油精製業者は、本告示における目標の達成に当たって、必要な取組を行うことを原則とするが、自らに起因するものでないことが明らかである以下の事由により、その目標の達成が困難となる場合には、平成34年度に行う法第11条第１項の規定に基づく化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出の際に、併せて経済産業大臣に、その状況を報告するものとする。

ア．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生じた場合。

イ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

ウ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。

エ．国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。

オ．重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

カ．自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

⑵　石油精製業者は、上記⑴に加え、次の①、②又は③に掲げる残油処理能力の向上のための措置に取り組むこと。

①　原油の多様化

処理可能な原油の多様化を進めるとともに、経済合理性を勘案の上、重質原油や未利用原油の活用を積極的に進めること。

②　設備の運転面の改善等

ⅰ）運転管理の改善

設備性能の維持管理に努めるとともに、運転温度・圧力、原料と循環油との比率等の運転条件の改善を図ること。

ⅱ）触媒等の改良

触媒を使用している設備については、触媒やその添加剤の改良に努めること。

③　残油処理能力の向上のための技術開発

次に掲げる技術の開発を促進すること。

ⅰ）残油から高効率に揮発油、灯油、軽油等を生産するための革新的な処理技術

ⅱ）超重質油、オイルサンド等の非在来型原油から揮発油、灯油、軽油等を効率的に生産するための技術

２．その他原油等の有効な利用の促進に関する事項

石油精製業者は、原油等の有効な利用を図るため、上記１．に掲げる措置のほか、経済的に合理的な範囲で、次に掲げる措置に取り組むこと。

⑴　石油コンビナート内外の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量の低減及び付加価値の高い揮発油、灯油、軽油、石油化学製品の効率的な生産に努めること。

⑵　揮発油、灯油、軽油、石油化学製品の需要に応じた生産体制の整備に努めること。

⑶　上記⑴及び⑵に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別紙１

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量の算定方法

１．試料

試料は次に掲げるとおりとする。

減圧蒸留残渣油とは、原料に含まれる真沸点565度以上の蒸留性状のものをいう。

２．装置

装置は次に掲げるとおりとする。

特定残油処理装置とは、平成26年度以降の３年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成26年経済産業省告示第164号）１．⑴に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置（Fluid Catalytic Cracking Unit （FCC））、残油流動接触分解装置（Residue Fluid Catalytic Cracking Unit（RFCC））、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。